

り災（火災・水害・その他）ごみの処理について

1. 業者などに依頼（委託）する場合

- 業者と費用等を相談してください。

2. 山鹿市及び山鹿植木広域行政事務組合の処理施設で処理する場合

（別紙「り災ごみ証明願」が必要）

- 各処理施設の処理手数料の減免期間は、原則り災の日から1年間とする。ただし、減免申請が遅れた特別な事情がある場合は申請の日から1年間とする。
- 搬入前に環境課（0968-43-7211）に連絡し、搬入車両や期日等の協議を行うこと。協議後に「搬入計画予定表」を提出すること。
- 搬入前に環境課で確認を受け、各処理施設に搬入すること。ただし、処理施設で指摘があった場合は、職員（施設作業員含む）の指示に従うこと。
- 火災の場合、鎮火後24時間以上が経過していること（処理施設等での火災等の二次災害を防ぐため）。
- 処分時に、裁断が必要なもの（畳・布団等）が濡れている場合は、水がこぼれない程度に乾燥させること。
- 搬入車両の大きさや、搬入回数、搬入時間を厳守すること。
- 別紙「搬入物の基準」に沿った分別を行い、混載をしないこと。搬入不適物があった場合は、搬入者自らが持ち帰り、適正に分別等して再搬入すること。

□ 搬入できる日・時間

- 月曜日から金曜日（祝日・12/29～1/3を除く）
- 9時～16時（時間内に退出すること）

□ 各処理施設の搬入基準

山鹿市環境センター

- 1) 搬入車両 大きさ2t車（平ボディ）、回数1日2台まで
- 2) 注意事項
 - **水曜日は、搬入不可**
 - 搬入したものは、全て搬入者が手下ろしすること
 - 2名以上で搬入すること

山鹿市清掃事業協同組合

- 1) 搬入車両 大きさ2tダンプ車まで
- 2) 注意事項
 - 搬入したものは、全て搬入者が手下ろしすること
 - 2名以上で搬入すること

最終処分場

- 1) 搬入車両 大きさ2tダンプ車まで